

市民税・県民税の申告と所得税の



2月1日(月)～3月15日(月)に市役所で市民税・県民税の申告、2月16日(火)～3月15日(月)は千葉西税務署で所得税の確定申告が行われます。申告にはマイナンバー確認書類と身元確認書類が必要です。受付開始日から1週間程度と締め切り間際は大変混み合います。余裕を持って申告してください。

新型コロナウイルスの影響により、申告書の作成相談などが中止や変更になる場合がありますので、市HPなどで最新の情報を確認してください。

市民税・県民税の申告

問い合わせ：市民税課 ☎421-6691

郵送提出先：〒276-8501

八千代市大和田新田312-5

提出方法は郵送か持参で

提出期限は3月15日(月)です。市役所第2別館で、相談・提出ができます。支所・連絡所は提出のみで、相談はできません。

受付時間は、土曜・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時です。市民税課へ郵送でも提出できます。

新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止のため、できる限り郵送で提出してください。市民税・県民税申告書などは、市ホームページか右のコードから印刷できます。



市民税・県民税の申告が必要な人

次の1と2に該当する人は、市民税・県民税の申告をしてください。所得税の確定申告をした人は、申告する必要はありません。

1. 令和3年1月1日現在、市内在住で、次のいずれかに該当する人

①前年中に給与所得がある人

- ・勤務先から市に給与支払報告書（源泉徴収票と同じ内容のもの）が提出されていない人。提出の有無は勤務先にご確認ください
- ・年末調整済みの給与所得以外に、不動産所得や原稿料報酬などがある人。年末調整済みの給与所得以外の所得の合計が20万円以下で確定申告が不要でも、市民税・県民税の申告は必要です

- ・源泉徴収票に書かれていない所得控除の適用を受ける人
- ②前年中の収入が公的年金のみで、源泉徴収票に書かれていない所得控除の適用を受ける人
- ③前年中に収入がない人や遺族年金などの非課税所得のみだった人。（国民健康保険料などの算定や、所得課税証明書の交付などに必要）

2. 市内に住んでいない人で、令和3年1月1日現在、市内に事業所・事務所または家屋敷がある人

申告に必要なもの

既に届いている人は申告書類、筆記用具、印鑑（認印可）、電卓、身元確認書類（運転免許証など）と、①マイナンバーカードまたは、②マイナンバー通知カード（※）かマイナンバーが記載された住民票の写しをお持ちください。

- 本人が記入済みの申告書を支所・連絡所に提出、または家族が提出する場合は、本人の身元確認書類と①または②の写し
- 代理人が申告する場合は、本人の身元確認書類と①または②の写しと、代理人の身元確認書類。法定代理人は、その資格を証明する書類。任意代理人は委任状など
- 郵送する場合は、本人の身元確認書類と①または②の写しを市民税課へ
- 申告の内容によっては必要なもの
 - ・源泉徴収票などの収入や経費がわかる書類
 - ・社会保険料（国民年金保険料、介護保険料、健康保険料など）の支払証明書や領収書など
 - ・生命保険料や地震保険料などの控除証明書
 - ・障害者手帳や療育手帳など

- ・医療費控除の明細書など（令和3年度分の市民税・県民税申告、令和2年分の所得税の確定申告からは明細書の添付が必須となり、領収書の添付または提示では控除の適用ができません）

所得税の確定申告

問い合わせ：千葉西税務署 ☎043-274-2111

郵送提出先：〒262-8502

千葉市花見川区武石町1-520

所得税の確定申告をする人

各種所得の合計金額から、基礎控除やその他の所得控除を差し引いて計算した税額から、配当控除や住宅ローン控除などを差し引いて残額がある人は、確定申告が必要です。

1. 給与所得があり次のいずれかに該当する人
 - ①給与の収入金額が2,000万円を超える人
 - ②給与を1か所からもらっている人で、給与所得と退職所得を除く他の所得の合計金額が20万円を超える人
 - ③給与を2か所以上からもらっていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と、給与所得と退職所得を除く他の所得金額の合計金額が20万円を超える人
 - ④同族会社の役員などでその会社から貸付金の利子、賃貸料、使用料などをもらっている人
 - ⑤給与について、災害減免法により源泉徴収税額の徴収猶予や還付を受けた人
2. 公的年金等の収入がある人

公的年金等の収入の合計金額が400万円以下で、その全てが源泉徴収の対象であり、他の所得の合計金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告は必要ありません。外国年金

NET119（緊急通報システム）の登録を

NET119の登録受付を行っています。NET119は、聴覚や言語機能の障害などにより音声での会話に不安な人が、位置情報機能付きのスマートフォンや携帯電話を使い、音声によらず全国どこからでも119番通報することができる無料のサービスです。利用料は無料ですが、通信（パケット）料金は別途必要となります。利用には登録が必要です。音声での通報に不安な人は障害者支援課 ☎(421)6739 ㊟(483)2665で申請手続きまたは相談してください。

高年齢者や障害者を雇用した事業者に雇用促進奨励金を交付します

公共職業安定所（ハローワーク）の職業紹介で、市内の高年齢者か、心身障害者を常用労働者として新たに雇用した市内事業者は、「高年齢者等雇用促進奨励金」を交付しています。奨励金は、雇用した月の翌月から12か月を限度に、1月あたり高年齢者は1万円、心身障害者は1万5000円を上期と下期に分けて交付します。該当する事業者は、交付申請手続きが必要です。2月26日(金)までに商工観光課へ連絡してください。詳しくは、市ホームページか、同課 ☎(421)6761へ。

▼対象 ①市内に事業所があること、②市税を完納していること、③公共職業安定所の紹介で市内在住の高年齢者（60歳以上）や心身障害者を常用労働者として、令和2年7月1日から12月31日の期間に新たに雇用したこと

ひとり親世帯への臨時特別給付金の申請のお忘れはありませんか

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、臨時特別給付金の支給を実施しています。

▼対象者 申請期限までに、ひとり親世帯になった親で、①公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当に係る支給制限限度額に相当する収入額を下回る者に限る）、②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者。※ひとり親とは、18歳を迎えた後、最初の3月31日までの間にある児童、もしくは20歳未満の障害者を持っている児童を監護等しているひとり親（児童扶養手当法に定める養育者などを含む）

▼申請期限 2月28日(日)必着

▼基本給付 ①②1世帯5万円（第2子以降1人につき3万円加算）。基本給付（再支給分）を希望する場合、基本給付と同額。追加給付は①の人で家計が急変し、収入が減少した人に1世帯5万円

▼問い合わせ 子ども福祉課 ☎(421)6753

